

岐阜県公報

第 二 千 八 十 七 号
平 成 二 十 一 年 十 月 六 日

(火曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の供用開始

道路の区域変更

収用委員会告示

収用の裁決手続の開始

(治 山 課) 六三九^{ページ}

(道路維持課) 六四一

(同) 六四一

(収用委員会) 六四二

告 示

岐阜県告示第五百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛驒温泉郷柘尾字下柘尾平四六五の四・四六五の六・四六五の一七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町駄吉字仲畑洞七五五、字魚淵谷七八〇の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市滝町一〇〇の二、一〇〇の三から一〇〇の六まで、一〇〇の九、一

一〇一の二、一〇二の五、一〇二の七から一〇二の二〇まで、一〇三の二、

一〇三の三、一〇四の二、一〇四の三、一〇四の四、一〇五の二、一〇五の三、

一〇六の二、一〇六の三、一〇七の二から一〇七の三まで、一〇八の二、一〇

八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字牛首字又次郎九六の二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	桑原線	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示年月 日ほか)
桑原線	羽島市桑原町前野字江西一 九五番地一 地先地内			三三〇	平成 二〇〇六	平成 一九二〇

岐阜県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	白鹿山倉線	区	間	区域 変更 前後 の 員 敷 地 の 幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
白鹿山倉線	郡上和美並町白山字羽佐 古洞五三三番地先地内	郡上和美並町白山字木之 洞四九六番地先から 同市同町同字同 四八八番の三地先まで	郡上和美並町白山字羽佐 古洞五三三番地先 同市同町同字同 五三四番の二〇地先 まで	五〇 三・五 五〇 四・五 四九 五・五 五〇 八・四	二九六・五 三〇・五 三六・五	

岐阜県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路種類	道路種類
路線名	路線名
区	区
間	間
延長 (メートル)	延長 (メートル)
供用開始 の期日	供用開始 の期日
備考 (区域又は 決定又は 変更又は 示年月日 ほか)	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 示年月日 ほか)

岐阜県告示第五百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路種類	道路種類
路線名	路線名
区	区
間	間
区域 変更 前後	区域 変更 前後
敷地の幅 員 (メートル)	敷地の幅 員 (メートル)
延長 (メートル)	延長 (メートル)
備考	備考

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十一年十月六日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

一 起業者の名称

岐阜県

二 事業の種類

各務原都市計画道路事業三・三・二号岐阜鶴沼線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 岐阜県各務原市蘇原申子町一丁目

地番	地目		積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
六番	雑種地	雑種地	六八三	六八・八四	二四・六三

(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県土木整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
興和産業株式会社	岐阜県各務原市蘇原申子町一丁目三番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
----	----	-------

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十一年九月十五日

高橋 光雄	一 愛知県一宮市三條字田畑五二番地	根抵当権(平成十年三月二十日・第三〇七〇号)
広村 勝男	目二番地の一六 愛知県名古屋市長徳区岳見町四丁	根抵当権(平成九年十一月十八日・第一一七二三号)
広村 勝男	目二番地の一六 愛知県名古屋市長徳区岳見町四丁	差押(平成二十一年五月二十七日・第二一九一八号)

平成二十一年十月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社